

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。  
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

**共同生活援助 ・ 自立生活援助**  
**・ 自立訓練**

---

# ① 共同生活援助

# 人員配置体制について

## 共同生活援助サービス費 (介護サービス包括型)

### ・基本報酬

現行 (4:1), (5:1), (6:1)  
改訂後 (6:1) に一本化



### ・人員配置体制加算

- イ 人員配置体制加算 (I) (加配12:1)
- ロ 人員配置体制加算 (II) (加配30:1)
- ハ 人員配置体制加算 (III) (加配12:1)  
※個人単位特例
- ニ 人員配置体制加算 (IV) (加配30:1)  
※個人単位特例

※個人単位特例：指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者(＝個人単位で居宅介護を受ける者)についての特例

## 日中サービス支援型 共同生活援助サービス費

### ・基本報酬

現行 (3:1), (4:1), (5:1)  
改訂後 (5:1) に一本化



### ・人員配置体制加算

- ホ 人員配置体制加算 (V) (加配7.5:1)
- ヘ 人員配置体制加算 (VI) (加配20:1)
- ト 人員配置体制加算 (VII) (加配7.5:1)  
※日中住居以外
- チ 人員配置体制加算 (VIII) (加配20:1)  
※日中住居以外
- リ 人員配置体制加算 (IX) (加配7.5:1)  
※個人単位特例
- ヌ 人員配置体制加算 (X) (加配20:1)  
※個人単位特例
- ル 人員配置体制加算 (XI) (加配7.5:1)  
※個人単位特例・日中住居以外
- ヲ 人員配置体制加算 (XII) (加配20:1)  
※個人単位特例・日中住居以外

## 外部サービス利用型 共同生活援助サービス費

### ・基本報酬

現行 (4:1), (5:1),  
(6:1), (10:1)  
改訂後 (6:1), (10:1)



### ・人員配置体制加算

- ワ 人員配置体制加算 (XIII) (加配12:1)
- カ 人員配置体制加算 (XIV) (加配30:1)

なお、加配分の人員の換算方法は「**特定従業者数換算方法**」とする。(従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を、**40時間**として計算)

※基本報酬については、現行どおりの常勤換算方法とする(従業者の勤務延べ時間数を、事業所毎に規定する1週あたりの勤務時間で除する計算)

# グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実

## ①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

- 【現行】自立生活支援加算 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度
- 【見直し後】(新設) **自立生活支援加算(Ⅰ)** 1,000単位/月 \* 6ヶ月。個別支援計画を見直しの上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。  
 (現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 \* 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象  
 (新設) **自立生活支援加算(Ⅲ)** 80単位/日 \* 移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。
- ※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。
- 【新設】 **ピアサポート実施加算** 100単位/月 \* 自立支援加算(Ⅲ)に加算
- 【新設】 **居住支援連携体制加算** 35単位/月、**地域居住支援体制強化推進加算** 500単位/回 (月1回を限度) \* 自立支援加算(Ⅰ)に加算  
 \* 移行支援住居の入居者については、自立支援加算(Ⅲ)として一括して評価。

## ②グループホーム退居後における支援の評価

- 【新設】 **退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費** 2,000単位/月 \* 退居後3ヶ月 自立支援加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。
- 【新設】 **退居後ピアサポート実施加算** 100単位/月 \* 退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

### 1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援



### 2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援



### 3. 退居後の支援



# 自立生活支援加算・退居後共同生活援助サービス費についてのQ&A

## 自立生活支援加算（Ⅰ）

- **算定可能な回数について**  
原則、当該事業所に入居している期間について、1人の対象者につき同一事業所において1回に限り算定することが可能である。ただし、退居した後、再度、指定共同生活援助を利用した場合において、当該加算の算定要件を満たした場合には算定可能である。
- **利用者の退去は要件となるか**  
最終的に退居に至らなかった場合も算定可能。
- **1ヶ月あたりの支援回数や支援内容の要件について**  
一律に規定しているものではないが、一人暮らし等に向けて6月間で計画的に支援を行う趣旨であることから、個別支援計画に基づき、適切な支援をされたい。

## 自立生活支援加算（Ⅲ）

- **移行支援住居への入居の要件**  
移行支援住居について、当該加算の対象とならない利用者が入居することはできず、自立生活支援加算を除く基本報酬等も算定できない。
- **移行支援住居のサービス管理責任者の代替の可否**  
**有資格のサービス管理責任者を配置する必要がある。**社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者の配置により代替することはできない。
- **移行支援住居に配置するサービス管理責任者の兼務について**  
サービス管理責任者（同事業所・別事業所ともに）のみ、兼務不可である。
- **移行支援住居の登録の届け出について**  
サテライト型住居を含む複数の住居についても、改めて移行支援住居として登録する届出を行う必要がある。

## 退居後共同生活援助サービス費

- **同一法人内での併給について**  
退居後共同生活援助サービスと、自立生活援助又は地域定着支援とを併給する場合、同一法人の自立生活援助事業所又は地域定着支援事業所であっても算定可能。ただし、当該利用者に対して退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービスを実施する従業者と自立生活援助又は地域定着支援を実施する従業者とを同一人物が兼務している場合は、算定できない。
- **退居後共同生活援助サービスの支援の頻度について**  
留意事項通知において「おおむね週1回以上の支援を行う」とされている。基本報酬の算定において、月2回以上の訪問等による支援を行うことを要件としているのは、あくまで途中から利用を開始する場合や、サービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮しているためであり、事業所側の事情により、安易に訪問頻度を減らすことはあってはならない。

# 共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し

## ① 強度行動障害を有する者の受入体制の強化

○ 受入体制を強化するため、重度障害者支援加算の評価を拡充するとともに、利用者の状態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅰ）：（受入）360単位/日	* 行動関連項目 <b>18点以上</b> の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに <b>+150単位/日</b>
【新設】（初期） <b>500単位/日</b>	* 180日間を限度。行動関連項目 <b>18点以上</b> の利用者の場合、さらに <b>+200単位/日</b>
【拡充】 重度障害者支援加算（Ⅱ）：（受入）180単位/日	* 行動関連項目 <b>18点以上</b> の者を受入れ、要件を満たした場合、さらに <b>+150単位/日</b>
【新設】（初期） <b>400単位/日</b>	* 180日間を限度。行動関連項目 <b>18点以上</b> の利用者の場合、さらに <b>+200単位/日</b>



## ② 基本報酬区分の見直し等

- 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例（世話人の配置6:1以上）

【現行】 共同生活援助サービス費（Ⅲ）	区分6：583単位	区分5：467単位	区分4：387単位	区分3：298単位	区分2：209単位	区分1以下：170単位（単位/日）
【見直し後】 共同生活援助サービス費（Ⅰ）	区分6： <b>600</b> 単位	区分5： <b>456</b> 単位	区分4： <b>372</b> 単位	区分3： <b>297</b> 単位	区分2： <b>188</b> 単位	区分1以下： <b>171</b> 単位（単位/日）



特定従業者数換算方法（週40時間で換算）で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

【新設】 人員配置体制加算（Ⅰ）	区分4以上 <b>83単位/日</b>	区分3以下 <b>77単位/日</b>	* 特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配
人員配置体制加算（Ⅱ）	区分4以上 <b>33単位/日</b>	区分3以下 <b>31単位/日</b>	* 特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



## ③ 日中支援加算の見直し

○ 日中支援加算（Ⅱ）について、支援を提供した初日から評価を行うなどの支援の実態に応じた見直しを実施する。

【現行】	支援の <b>3日目</b> から算定可
【見直し後】	支援の <b>初日</b> から算定可 * 介護サービス包括型及び外部サービス利用型を対象とし、日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。



## ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い

○ 令和6年3月31日までとされている重度障害者の個人単位の居宅介護等の利用については、重度障害者の受入体制の確保の観点から、特例的取扱いを延長する。その上で、**居宅介護等を8時間以上利用する場合**については、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定する。

※令和6年4月以前の初期加算の算定可能期間について

令和6年4月以前に重度障害者支援加算の算定を開始した日から起算して180日を経過している場合（令和6年3月31日が180日目となる場合を含む。）は、初期加算の算定はできない。

一方、加算を取得してから180日を経過していない場合は、（180日－加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数）の期間について、初期加算を算定できる。

例1) 令和5年10月1日に加算取得開始  
180日後＝令和6年3月28日

→算定不可

例2) 令和5年11月1日に算定取得開始  
180日後＝令和6年4月28日

→4月1日から4月28日の28日間について算定可能

当該利用者につき、同一事業所においては、1度までの算定とすることとしており、過去に重度障害者支援加算を算定して退所した者が、再び同一事業所を利用することになった場合も、算定できない。

※ 一日単位で減算となる。  
（8時間以上利用した日が減算対象）

25

## 共同生活援助における支援の質の確保（地域との連携）

- 障害者部会報告書において、
  - ・ 障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入により、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。
  - ・ 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。との指摘があった。
- これを踏まえ、運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務づける。（施設入所支援も同様）

### 「地域との連携等【新設】」

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
  - ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
  - ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。



※利用者、利用者家族、地域住民の代表者は必ず参画することが望ましい。また、市町村担当者等については、当該市町村に多数の施設等がある場合等、出席が難しい場合もあるため、可能な範囲での出席が望まれる。

※「市町村の担当者」とは、事業所が所在する市町村の担当者を指す。

例えば提供する障害福祉サービスの第三者評価を実施している場合は、適用外となる。



# 自立生活援助

※相談系サービスについては、別途説明がございます

# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

自立生活援助	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位/月（30人未満）	1,090単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位/月（30人未満）	817単位/月（30人以上）
	【見直し後】	自立生活援助サービス費（Ⅰ） <b>1,566</b> 単位/月（30人未満）	<b>1,095</b> 単位/月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） <b>1,172</b> 単位/月（30人未満）	<b>821</b> 単位/月（30人以上）

【新 設】 **自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位/月** \* 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定

地域移行支援	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位/月	（Ⅱ）3,062単位/月、	（Ⅲ）2,349単位/月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） <b>3,613</b> 単位/月	（Ⅱ） <b>3,157</b> 単位/月	（Ⅲ） <b>2,422</b> 単位/月

地域定着支援	【現 行】	・体制確保費 306単位/月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位/日	緊急時支援費（Ⅱ）95単位/日
	【見直し後】	・体制確保費 <b>315</b> 単位/月	緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位/日	緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位/日

※居宅訪問の頻度について  
自立生活援助サービス（Ⅰ）（Ⅱ）においては、支援計画に基づきおおむね週1回以上、該当利用者の居宅を訪問することとしている。  
算定において、月2回以上の訪問を要件としているのは、あくまで途中から利用を開始する場合や、サービス終了に向けて訪問頻度を調整する場合等を考慮しているためであり、事業所側の事情により、安易に訪問頻度を減らすことはあってはならない。

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位/月**

\* 自立生活援助サービス費（Ⅰ）において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- 併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。



# 自立訓練

(生活訓練・機能訓練)

## 地域における自立した生活を送るための機能訓練・生活訓練の充実等

### ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 標準化された支援プログラムの実施と社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

機能訓練	【一部新設】	リハビリテーション加算（Ⅰ）	48単位/日	* 頸損損傷による四肢麻痺等の状態にある者又は現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合
生活訓練	【一部新設】	個別計画訓練加算（Ⅰ）	47単位/日	* 現行の要件に加えてSIMを活用して評価を実施等した場合

### ② 基本報酬の見直し（生活訓練）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。

生活訓練サービス費（Ⅰ）	（例：利用定員が20人以下の場合）	【現行】748単位/日	【見直し後】776単位/日
生活訓練サービス費（Ⅱ）	（例：視覚障害者に対する専門的訓練の場合）	【現行】750単位/日	【見直し後】779単位/日 * 機能訓練も同様
生活訓練サービス費（Ⅲ）	（例：利用期間が2年間以内の場合）	【現行】271単位/日	【見直し後】281単位/日



### ③ ピアサポートの専門性の評価（機能訓練、生活訓練）※宿泊型自立訓練を除く

- 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する。

【新規】ピアサポート実施加算 100単位/月



### ④ 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価する。

【現行】支援の3日目から算定可  
【見直し後】支援の初日から算定可

### ⑤ リハビリテーション職の配置基準の見直し（機能訓練）

- 人員配置基準を見直し、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（生活介護も同様）

### ⑥ 提供主体の拡充（機能訓練）

- 病院及び診療所並びに通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

### 高次脳機能障害を有する者への支援に対する評価

- 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する相談支援事業所を評価する。

【新設】高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）60単位/日 \* 対象者あり  
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）30単位/日 \* 対象者なし

- 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている通所サービスや居住サービスを評価する。

【新設】高次脳機能障害者支援体制加算 41単位/日



### ※評価の実施について

リハビリテーション加算（Ⅰ）又は個別計画訓練支援加算（Ⅰ）の算定に当たり、加算を算定する時点より前からサービスを利用している者について生活機能を評価する際は、利用開始時に遡及して評価を実施せず、現時点における評価を実施すればよい。

※通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準サービス提供の場において利用者1人当たり3㎡の面積を確保すること

- ① 通所リハビリテーション事業所と共生型サービスの利用者数の合計について、通所リハビリテーション事業所における従業員の配置基準を満たすこと。
- ② 他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

※病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準

- ① サービス提供の場において利用者1人当たり3㎡の面積を確保すること
- ② 管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10:1以上配置していること。
- ③ 他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

## 提出書類について

【変更や加算の算定希望がある場合に提出が必要な書類】

令和6年4月24日まで

- 変更届出
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
(介護給付費算定に係る体制等状況一覧表)
- 従業者の勤務の態勢及び勤務形態一覧表
- その他、必要書類

その他の新設される加算についても、該当するものについては、上記と同様に届出をするようにお願いします。

## 質問について

- HPに掲載の質問票にてFAXでお願いします。
- 電話や窓口での質問はご遠慮ください。  
(電話や窓口で質問された場合も、質問票のご提出を求める場合がございます。)
- 回答にはお時間をいただきますのでご了承ください。